

【平塚市まちづくり条例施行規則第52条「公益施設用地の確保」関係】

担当 健康・こども部 保育課 電話 21-9612

1 条例施行規則第52条第1項第1号の別に定める基準は、次のとおりとする。

平塚市保育所整備基準

(趣旨)

第1条 この基準は、平塚市まちづくり条例第55条別表第1第9項第1号及び平塚市まちづくり条例施行規則別表第1第8項第1号アの規定に基づき、保育所整備について必要な事項を定めるものとする。

(立地条件)

第2条 事業者が確保する保育所用地(以下「用地」という。)の立地の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 用地は、整形で平坦な土地を確保すること。

(2) 開発区域内に確保することを原則とし、開発区域内に確保することが著しく困難又は不適當と認められる場合には、平塚市と協議すること。

(用地の面積)

第3条 事業者が確保する用地の面積は、国で定める児童福祉施設最低基準等を満たすことができる面積以上であるものとする。

2 前項の面積については、平塚市と協議し、決定するものとする。

(その他)

第4条 この基準は、平塚市が周辺の保育所の状況により用地が必要ないと認めるときは、適用しない。

2 事業者は、前2条に定めるもののほか、必要な事項について、平塚市と協議するものとする。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から適用する。